
ささえあいネットワークとは

住民一人ひとりが地域の中で安心して暮らせるよう、地区住民福祉協議会（地区住協）が主体となり、地域の住民、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ他各関係機関・団体等が相互に連携しあう仕組みが「ささえあいネットワーク」です。

この「ささえあいネットワーク」によって、地域住民の抱える不安やニーズを早期に発見し、連絡、対応をスムーズに行うことにより、対象者や介護者・家族がもつ困り事や相談に応じたり、要介護状態におちいりそうな対象者などが必要な支援やサービスが受けられることを目指しています。

§ ささえあいネットワークの必要性

- ① 高齢者（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者など）
- ② 身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者など）
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている方、難病の方、医療機器等を装着している方、酸素吸入が必要な低肺機能の方）など
- ⑥ 乳幼児・児童（特に低学年児童）・妊産婦
- ⑦ その他、地域で必要と認められる方

§ ささえあいネットワークの必要性

- ① 見守りや声かけ等の安否確認を行い、異変に気付いた時は、地区住協、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び協力機関・団体へ情報提供します。
- ② 地域の連絡網を整備し、必要な情報を迅速かつ有効に活用します。
- ③ 民生委員を通じて緊急時の連絡体制表「あんしん手帳」の設置及び見直しを行い、緊急時の連絡体制を整備します。
- ④ その他、地域の実情に応じた活動を行います。

§ 地区住民福祉協議会（地区住協）の役割

- ① ふれあいサロン活動への取り組みや、ささえあいネットワークを構築し、地域で日常の見守り活動の中心的役割を担います。
- ② ささえあい協力員の育成
- ③ 社協賛助会費を活動資源として、それぞれの地域の実情に応じた活動を行うことができる。

§ 関係団体・関係機関の役割

ささえあいネットワークの構築のための視点に基づき、次のように関係団体などの役割を整理しました。

◆ 社会福祉協議会

各支所配置の地域福祉課職員（ソーシャルワーカー）が、地区住協の活動を支援します。

◆みよし地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の専門職種が、関係機関や介護サービス事業者と連携をとりながら必要な支援を行います。

◆民生・児童委員

活動を通じて対象者の生活状態の適切な把握を行い、援助を必要とする人の相談に応じ、助言その他の援助を行います。

◆対象者

支えられる立場だけではなく、地域住民とともに自らも支える側としての役割を担います。また、支援が必要なときは自ら依頼します。

ささえあいネットワーク

